

規 則

埼玉県議学会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

埼玉県議会議長 田 村 琢 実

埼玉県議学会議規則第一号

埼玉県議学会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議学会議規則（昭和五十八年埼玉県議学会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることがきる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。